

本訴 平成26年(ワ)第29256号
 反訴 平成27年(ワ)第25495号
 本訴原告(反訴被告) 阿部 宣男
 本訴被告(反訴原告) 松崎 参

証拠説明書

2015年10月7日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人 弁護士 阿部 哲二
 同 同 平松 真二郎
 同 同 湯山 花苗



本訴被告(反訴原告) 主張事実立証の為、提出した書証につき下記のとおり立証趣旨等を説明する。

記

号証	標目	原本・写し	作成年月	作成者	立証趣旨
乙15号証	日経ビジネスオンライン記事「ホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」	写し	H27.3.25	株式会社日経BP	日経ビジネスの吉野次郎記者が本訴原告(反訴被告)に取材して、2015年3月25日に配信した記事で①自分(阿部宣男)はホテル生態環境館の跡地利用に絡む利権政治の犠牲者である。②M議員(松崎参)が所属する政党の系列の病院が介護老人ホームを運営したがっている。③跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員(松崎参)が本訴原告(反訴被告)を悪者に仕立て上げてホテル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた、などと、本訴被告(反訴原告)の名誉を著しく侵害する言動を行っていたこと等
乙16号証の1	内容証明郵便(通知書)	原本	H27.7.27	弁護士阿部哲二、同平松真二郎、同湯山花苗	反訴原告が反訴被告に対し、名誉毀損の発言の撤回、謝罪、慰籍料の支払いを求めたことなど

乙16号証 の2	郵便物配達 証明書	原本	H27.7.28	日本郵便株 式会社 新宿郵便局	乙16号証の1の内容証明郵便が反 訴被告代理人の渡邊彰吾弁護士 のもとに2015.7.28に到達したこと
乙17号証	日経ビジネス オンライン記 事「ホテルの 光を取り巻く 闇、渦中のA 氏を直撃！」	写し	H27.9.11	株式会社日 経BP	2015年3月25日に配信された乙15 号証の記事は反訴提起後の2015 年9月11日時点でもインターネット で容易に閲覧でき、反訴原告の名 誉を著しく侵害し続けていること等